第八十五条の七第四項第七号	加入信託会社等	加入企業価値担保権信託会社
第八十五条の七第四項第八号及び第九号	加入信託会社等	加入企業価値担保権信託会社
第八十五条の七第四項第十一号から第十三号まで	加入信託会社等	加入企業価値担保権信託会社
第八十五条の七第六項（第四号を除く。）	加入信託会社等	加入企業価値担保権信託会社
第八十五条の七第六項第四号	加入信託会社等	加入企業価値担保権信託会社
第八十五条の八第一項	加入信託会社等	加入企業価値担保権信託会社
第八十五条の八第二項	手続対象信託業務関連苦情	特定信託業務関連苦情
	手続対象信託業務関連紛争	特定信託業務関連紛争
	加入信託会社等	加入企業価値担保権信託会社
第八十五条の十	加入信託会社等	加入企業価値担保権信託会社
第八十五条の十二	加入信託会社等	加入企業価値担保権信託会社
	手続対象信託業務関連苦情	特定信託業務関連苦情
第八十五条の十三第一項	加入信託会社等	加入企業価値担保権信託会社
	手続対象信託業務関連紛争	特定信託業務関連紛争
第八十五条の十三第三項第二号	手続対象信託業務	事業性融資の推進等に関する法律第五十五条第四項に規定する特定信託業務
第八十五条の十三第四項ただし書	加入信託会社等	加入企業価値担保権信託会社
	手続対象信託業務関連紛争	特定信託業務関連紛争
第八十五条の十三第八項	加入信託会社等	加入企業価値担保権信託会社
第八十五条の十三第九項第一号及び第二号、第八十五条の十四並びに第八十五条の十五第一項	手続対象信託業務関連紛争	特定信託業務関連紛争
第八十五条の十六	加入信託会社等	加入企業価値担保権信託会社
第八十五条の十九第一号	信託会社等	企業価値担保権信託会社
第八十五条の二十一第二項、第八十五条の二十三第三項及び第八十五条の二十四第三項	加入信託会社等	加入企業価値担保権信託会社

（名称の使用制限の適用除外）

第十一条　準用信託業法第八十五条の十七に規定する政令で定める者は、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一　無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第三十五条の二第一項の規定による指定

二　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第十二条の二第一項の規定による指定

三　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十二条の六第一項の規定による指定

四　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第百十八条第一項の規定による指定

五　中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項の規定による指定

六　協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の五の十二第一項の規定による指定

七　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の十二第一項の規定による指定

八　長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十六条の八第一項の規定による指定

九　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の十三第一項の規定による指定

十　銀行法第五十二条の六十二第一項の規定による指定

十一　貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十一条の三十九第一項の規定による指定

十二　保険業法第三百八条の二第一項の規定による指定

十三　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第五十一条第一項の規定による指定

十四　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の六第一項の規定による指定

十五　信託業法第八十五条の二第一項の規定による指定

十六　株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第六十条の三十五第一項の規定による指定

十七　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第九十九条第一項の規定による指定

第三節　登記

（定義）

第十二条　この節及び別表において「登記権利者」、「登記義務者」、「登記識別情報」、「変更の登記」又は「更正の登記」とは、法第二百二十三条において準用する不動産登記法（第十四条及び第十七条並びに同表において「準用不動産登記法」という。）第二条第十二号から第十六号までに規定する登記権利者、登記義務者、登記識別情報、変更の登記又は更正の登記をいう。

（不動産登記法を準用する場合の読替え）

第十三条　法第二百二十三条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える不動産登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十六条第二項	第二条第十四号、第五条、第六条第三項、第十条、第二十七条及びこの章（この条、第二十二条、第三十四条、第三十五条、第四十一条、第四十三条から第五十一条まで、第五十三条第二項及び第六項、第五十八条第一項及び第四項、第五十九条第一号、第二十条から第二十条まで、第二十四条、第二十五条（第十号及び第十一号を除く。）、第二十六条、第五十九条（第四号から第八号までを除く。）、第六十一条、第六十七条（第二項ただし書及び第四項を除く。）、第七十一条及び第七十二条（抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。）	第十八条から第二十条まで、第二十四条、第二十五条（第十号及び第十一号を除く。）、第二十六条、第五十九条（第四号から第八号までを除く。）、第六十一条、第六十七条（第二項ただし書及び第四項を除く。）、第七十一条及び第七十二条（抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。）